

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和8年7月10日

収支等命令者

佐賀県県土整備部建設・技術課長

黒嶋 欣吾

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和8年度若手就業者等育成セミナー（若手就業者・経営者向け）業務
- (2) 委託業務の仕様等 令和8年度 若手就業者等育成セミナー（若手就業者・経営者向け）業務仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和9年1月15日まで

2 入札及び契約に関する事務を担当課の名称

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県県土整備部建設・技術課（新館8階）

電話 0952-25-7153

Mail: kensetsu-gijutsu@pref.saga.lg.jp

3 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(6) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(7) 過去5年間（令和3年4月1日から当該業務の公告開始日まで）に同種業務（建設業者向けセミナー・講習会等）を開催・運営した実績を有していること。

4 入札関係様式の交付期間及び契約条項の提示期間

令和8年7月10日（金）から令和8年7月29日（水）午前10時まで佐賀県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載する。

5 入札者に求められる義務

(1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加届」及び「関係資料」を令

和8年7月16日(木)午後3時までに、2の担当課へ持参、郵送(書留郵便に限る、同日時必着)又はメールにより提出すること。

なお、メールにより提出する場合は、期限までに電話による到達確認を行うこと。

(2) 関係資料

同種業務の業務内容がわかる書類(セミナー等のチラシ・レジュメ等開催時期、対象者、セミナー等の内容が分かる資料)

(3) 入札参加希望者は、提出した関係資料等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

6 入札書の提出方法等

(1) 入札書を7の(2)に直接持参し、又は2の担当課に郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、令和8年7月28日(火)午後5時までに2の担当課に必着とする。

(2) 入札説明会

実施しません。

(3) 質問

公告内容に質問がある場合は、質問書にて令和8年7月15日(水)午後5時までに2の担当課へメールにより行い、電話による到達確認を行うこと。

なお回答は、令和8年7月22日(水)までに、質問者及び入札参加届提出者全員に送付する。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年7月29日(水)午前10時

(2) 場所

佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県庁新館8階 県土整備部部内会議室

8 入札方法に関する事項

- (1) 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出するものとする。代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者の氏名又は名称若しくは商号並びに代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載しておかなければならない。
- (2) 入札書を郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封のうえ、当該中封筒の封皮には氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「7月29日開封令和8年度若手就業者等育成セミナー（若手就業者・経営者向け）業務委託の入札書在中」と朱書きすること。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「-」の記号を付記すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。
- (2) 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととする。

(3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者候補者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(4) 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め2回を限度）を行う。ただし、郵送により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行う。

再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第103条第1項の規定に基づき、見積る契約金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、規則第104条第1項に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあつては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行または確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。） 券面金額

(エ) 銀行または確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した

日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(オ) 銀行又は確実に認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実に認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 規則第103条第3項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、入札保証金の全部を免除し、又は一部を減額する。

なお、規則第103条第3項第3号の免除を希望する場合は、入札参加届とともに、入札保証金免除申請書を入札参加届に添えて提出すること。

規則第103条第3項第3号の免除の可否については、令和8年7月22日(水)までに通知する。

(2) 契約保証金

ア 契約締結の際に、規則第115条第1項の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、規則第116条の規定に基づき、(1)のイに掲げる価値の担保を供することができる。

ウ 規則第115条第3項第1号又は第4号の規定に該当する場合は、契約保証金の全部を免除し、又は一部を減額する。

なお、115条第3項第4号の免除を希望する場合は、入札参加届とともに、同種同規模業務の業務内容及び履行実績がわかる書類を入札参加届に添えて提出すること。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者
- (2) 当該入札について不正行為を行った者
- (3) 入札書の金額、氏名等について誤字、脱字又は判読不可能なものを提出した者
- (4) 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- (5) 1人で2以上の入札をした者
- (6) 代理人でその資格のないもの
- (7) 期限内に入札を行わない者
- (8) 保証金を納入しない者及び保証金の納入額が不足する者
- (9) 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）の規定により取り消すことが認められるものを提出した者
- (10) 上記に掲げるもののほか、法令又は入札に関する条件に違反した者

12 入札の撤回等

入札書の記載事項の訂正は認めない。修正を行う場合は新たな用紙に記載すること。

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることができない。

13 入札の中止又は延期

次のいずれかに該当する場合は、入札中止又は延期をする。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

- (1) 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札を行うことができないとき。

14 契約書作成の要否 要

15 その他

- (1) 入札に参加する者は、参加にあたって知り得た個人情報、事業者の情報
その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (2) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを
公表することがある。
- (3) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわ
らず、契約を締結しないことがある。